

健康保険法 目的条文 ワンポイント解説 2018年版

[学習のポイント]

平成25年10月以降目的の内容が改正されていますが、選択式としては出題されていません。

[法1条…目的]

健康保険法は、労働者又はその被扶養者の業務災害(労働者災害補償保険法第7条第1項第1号に規定する業務災害をいう)以外の疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活と福祉の向上に寄与することを目的とする。

[労働者災害補償保険法第7条第1項第1号]

この法律による保険給付は、次に掲げる保険給付とする。

1. 労働者の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡(以下「業務災害」という。)に関する保険給付

[改正前との比較]

～平成25年9月30日	平成25年10月1日～
健康保険法は、労働者の業務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産及びその被扶養者の疾病、負傷、死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。	健康保険法は、労働者又はその被扶養者の業務災害(労働者災害補償保険法第7条第1項第1号に規定する業務災害をいう)以外の疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活と福祉の向上に寄与することを目的とする。

[覚え方]



の改正部分により健康保険法の給付の対象者や保険給付の内容を明確にしています。

労働者(被保険者)

被扶養者



業務災害以外の保険給付

①疾病 ②負傷 ③死亡 ④出産